

令和6年(行ウ)第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件(第1事件)

令和6年(行ウ)第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件(第2事件)

第1事件原告 相原健吾 ほか165名

第2事件原告 芦名定道 ほか5名

被 告 国

(第1事件処分行政庁:内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、
内閣府日本学術会議事務局長)

(第2事件処分行政庁:内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣
府大臣官房長)

準備書面(10)
(原告らの求釈明等に対する回答)

令和8年2月27日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

被告指定代理人 田 中 隆 士
市 原 麻 衣
鈴 木 吉 憲
原 田 直 也
富 永 健 嗣
岸 彩 子

林		花	梨
渡	邊	榮	璃
佐	久間	寬	通
川	上	景	子
佐	藤	和	斗
藏	原	智	行
鈴	木	智	文
吉	村	淳	一
杉	田	和	曉
野	村	周	弘
吉	澤	駿	太
関		美	乃
水	本	圭	祐
河	北	浩	之
渭	原	祥	介

被告は、本準備書面において、第8回口頭弁論期日における裁判所からの求釈明(第8回口頭弁論調書記載の2②)に回答した上で(後記第1)、原告らの2025年12月22日付け求釈明書(以下「原告ら求釈明書③」という。)における各求釈明事項につき、必要と認める限度で回答する(後記第2)。

なお、略語等は、本準備書面で新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 裁判所からの求釈明に対する回答

- 1 内閣総理大臣から、内閣官房副長官補に開示に係る権限又は事務が委任されているのは、内閣官房副長官補の所掌事務に係る行政文書(第8回口頭弁論調書記載の2②のうち「ウ」)についてである(乙A6)。

もともと、内閣官房副長官補の所掌事務に係る行政文書については、当該行政文書の性質に応じて他の行政機関にも同一の行政文書が保存される場合があることは別論として、内閣官房副長官補において保存されるから、保存期間が満了し移管し又は廃棄したものを除き、開示請求時点で内閣官房副長官補において保有するものであるといえる。

- 2 内閣府大臣官房についても同様に、内閣総理大臣から、内閣府大臣官房長に開示に係る権限又は事務が委任されているのは、内閣府大臣官房の所掌事務に係る行政文書についてである(乙A7)。

もともと、内閣府大臣官房の所掌事務に係る行政文書については、当該行政文書の性質に応じて他の行政機関にも同一の行政文書が保存される場合があることは別論として、内閣府大臣官房において保存されるから、保存期間が満了し移管又は廃棄したものを除き、開示請求時点で内閣府大臣官房において保有するものであるといえる。

第2 原告ら求釈明書③に対する回答等

原告らは、原告ら求釈明書③において、多くの求釈明事項を記載しているが、

網羅的・探索的なものであり、また、原告らが記載する「釈明を求める理由」を含めてその内容を見ても、本件訴訟の争点との関連性が必ずしも明らかではないものが多く含まれている。被告は、審理促進の観点から、以下では、必要な範囲で回答する。

1 第1の2(原告ら求釈明書③1及び2ページ)について

被告は、第1事件不開示部分3①及び②に「いずれも説明を受けた者及び会員候補者の推薦に係る事務に関する事項が記載されている」(傍点は引用者による。被告準備書面(1)68ページ)ところ、これが情報公開法所定の不開示事由に当たる旨主張しており、原告らの求釈明は、当該不開示部分に記載された不開示情報そのものを明らかにするよう求めるものである。

また、甲A第63号証及び甲A第64号証を用いた政府内での「説明を受けた者」が「任命権者側」であることは明らかであるところ(甲A38・100ページ)、「任命権者側」について明示することは、第1事件各不開示部分の不開示の理由と同様の弊害が生じるのであって、そのためにあえてこのような表現としていることは、既に主張したとおりであるから(被告準備書面(1)55及び68ページ)、原告らの求釈明第1の2(1)ないし(3)については、いずれも回答しない。なお、原告らは、原告ら求釈明書③の第2以下においても、繰り返し「任命権者側」の特定を求める求釈明を行っているが、いずれも同様の理由により回答しない。

さらに、原告らは、求釈明第1の2(4)において、内閣府大臣官房の職員が「常に関与していた」かどうかについて明らかにするよう求めるが、日本学術会議会員の任命が、内閣府大臣官房の所掌であって、内閣官房の所掌事務には含まれない(被告準備書面(1)56ページ)ということと、甲A第63号証及び甲A第64号証を用いた政府内での説明や甲A第65号証の内容の伝達に内閣府大臣官房の職員が同席するなどして常に関与していたかどうかということとのつながりが明らかでなく、回答の要が認められない。

2 第2の3について(原告ら求釈明書③2及び3ページ)

原告らのいう「メモ等」が行政文書に該当するか否かに関わらず、甲A第63号証及び甲A第64号証を用いた説明の内容に関する「メモ等」が作成された事実は確認できない。

令和2年改選に関し仮に内閣総理大臣が行政文書を作成又は取得した場合、及び内閣官房副長官が仮に行政文書を作成し又は取得した場合の総括文書管理者については、被告準備書面(5)(4ないし6ページ)に述べたとおりであるところ、第1事件各開示請求の時点で、甲A第56号証ないし甲A第61号証以外の文書は、行政文書に該当するか否かを問わず、存在しない。

なお、探索の範囲については、被告準備書面(8)(23ないし27ページ)に主張したとおりであり、その結果として、内閣府大臣官房長が、甲A第56号証ないし甲A第61号証を開示したものであって、第1事件各開示請求及び第2事件各開示請求の時点で、甲A第56号証ないし甲A第65号証以外に、対象文書1ないし3に該当する文書その他第2事件原告らに開示済みの文書以外の文書は存在しない。

3 第3の3について(原告ら求釈明書③4及び5ページ)

第1事件各開示請求及び第2事件各開示請求の時点で、甲A第56号証ないし甲A第65号証以外に、対象文書1ないし3に該当する文書その他第2事件原告らに開示済みの文書以外の文書は存在しない。

なお、甲A第65号証の内容の意思決定過程に関する文書の作成及び廃棄に関する記録はないし、甲A第65号証の不開示部分がどのような手段で伝達されたのかについての記録もない。

被告は、上記のほか、後記(1)及び(2)のとおり、原告らの求釈明事項第3の3(16)及び同(19)には回答するが、その他の求釈明事項については回答の要を認めない。

(1) 「(16)」について

ア 甲A第65号証は、実質的に会員候補者が確定した後に任命権者側から伝達されたものである。

イ 既に述べたとおり、日本学術会議は、令和2年改選に先立ち、会員及び連携会員に対し、候補者の推薦を求めており、会員候補者については令和2年4月30日開催の第16回選考委員会において、連携会員候補者については同年6月11日開催の第18回選考委員会において、それぞれ候補者名簿の内容が実質的に確定されていた(被告準備書面(8)22ページ)。

以上のとおり実質的に確定されていた会員候補者105名と、連携会員候補者のうち6名(連携会員の任期が令和5年9月末までのため引き続き連携会員のままである者1名を含む。)の合計が111名である。

甲A第64号証の9ページには、第一部から第三部までの各部について、各5名の候補者が記載されているところ、同ページ上開示されている各上位3名は会員候補者であり、不開示となっている各下位2名(計6名)は、連携会員候補者(同号証116ないし121ページの不開示部分に記載されている計6名¹(連携会員の任期が令和5年9月末までのため引き続き連携会員のままである者1名を含む。)と共通)となった者である。その後、令和2年5月28日開催の第17回選考委員会において当該6名のうち4名が、同年6月11日開催の第18回選考委員会において当該6名のうち1名が、それぞれ、連携会員候補者として実質的に確定されたものである。

このように、甲A第64号証には、会員候補者105名と連携会員候補者6名(連携会員の任期が令和5年9月末までのため引き続き連携会員のままである者1名を含む。)が記載されていることから、令和2年6月1

¹ 甲A第64号証11ページ以下の略歴のうち、第2事件原告らが記載されているのは、13、23、31、32、34及び38ページであることは、甲A第38号証(119ページ)において明らかにされており、同116ないし121ページは第2事件原告らとは別な者についての記載である。

日時点で既に実質的に会員候補者が確定していたことは明らかである。

(2) 「(19)」について

第1事件各開示請求当時、日本学術会議事務局において、「令和2年改選に向けた会員候補者の推薦に係る事項として伝達された内容を記録した文書」は、甲A第65号証以外に存在しない。

なお、被告は、「第1事件不開示部分3③(甲A65参照)は、令和2年改選に係る意思決定過程において、任命権者側から日本学術会議事務局に、令和2年改選に向けた会員候補者に推薦に係る事項として伝達された内容を記録した文書の一部である」(傍点は引用者による。被告準備書面(1)68ページ)る旨主張しているのであって、甲A第65号証そのものについて述べているのではないから、原告らの求釈明は前提において誤っている。

4 第7の3について(原告ら求釈明書③9ないし11ページ)

甲A第56号証の1ないし8ページは、内閣府大臣官房(人事課)が令和2年8月31日に日本学術会議事務局から取得した文書の写しであり、1ページ目の右上部分に内閣府大臣官房(人事課)が追記した事項があること、9ないし17ページは、内閣府大臣官房(人事課)が日本学術会議事務局から取得した文書の写しであり、18ページの作成方法に係る記録は残されていないことは、被告準備書面(1)(58ページ)で述べたとおりである。

また、甲A第57号証は、内閣府大臣官房(人事課)が作成したものであることは、被告準備書面(1)(59ページ)で述べたとおりである。

さらに、甲A第58号証は、内閣府大臣官房(人事課)が取得・作成した、令和2年改選に係る意思決定過程において、政府内での説明に用いられた資料であり、具体的には、その1ないし9ページは、内閣府大臣官房(人事課)が日本学術会議事務局から取得した文書の写しであり、1ページ目の右上部分に内閣府大臣官房(人事課)が追記したものであること、10ページの文書の作成に係る記録がないことは、被告準備書面(1)(59ページ)で述べたとおりである。

5 第8の3について(原告ら求釈明書③11ないし13ページ)

原告らは、「杉田副長官が「相談」内容を定めるにあたり取得した文書、「相談」する内容を記録した文書、菅内閣総理大臣に対して提示した文書、「相談」した事実及び内容を記録した文書が、いまだ全く不明であること」から、第8の3の「釈明を求める事項」につき、釈明を求めるとしている(原告ら求釈明書③の第8の1及び3・12及び13ページ)。

上記釈明を求める理由に対応する限りで回答すると、「杉田副長官が「相談」内容を定めるにあたり取得した文書、「相談」する内容を記録した文書、菅内閣総理大臣に対して提示した文書、「相談」した事実及び内容を記録した文書」については、いずれも資料がなく確認できない。

なお、令和2年9月22日又は23日頃、杉田副長官から菅内閣総理大臣に対し、99人を任命することとして第2事件原告ら6名を外す旨相談し、菅内閣総理大臣において、その内容を了承することを自ら直接、判断したという経緯・結果についての文書は、甲A59号証及び甲A第60号証のとおり作成されている。

6 第9の3について(原告ら求釈明書③13ないし15ページ)

菅内閣総理大臣は、令和2年9月16日に内閣総理大臣に就任する前の官房長官であった当時から、日本学術会議会員の選任方法の在り方に懸念を持ち、当該懸念を杉田副長官に伝えていたところ、同年8月31日に日本学術会議から会員の推薦が行われたが、菅内閣総理大臣(同日時点では官房長官)は、その時点では推薦に係る名簿は確認していない。

菅内閣総理大臣は、同年9月16日に内閣総理大臣に就任した後、加藤官房長官及び杉田副長官に改めて当該懸念を伝え、それを受けて、同月22日又は23日頃、杉田副長官から菅内閣総理大臣に対し、99人を任命することとして6名を外す旨相談があり、菅内閣総理大臣において、その内容を了承することを、自ら直接、判断した(以上につき、被告準備書面(4)3ページ参照)。

7 第10の3について(原告ら求釈明書③15及び16ページ)

被告準備書面(1)(59ページ)で述べたとおり、甲A第59号証(甲A69)は、任命権者である内閣総理大臣の判断を副長官により伝達されたことから、同内容を踏まえた決裁文書を起案すべき内閣府大臣官房(人事課)において、同内容を記録したものである。

なお、「伝達」の方法を確認できる資料はない。

8 第11の2について(原告ら求釈明書③16及び17ページ)

内閣府大臣官房(人事課)は、平成30年11月13日付け「日本学術会議法第17条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」(甲A第56号証9ないし13ページ)及び第98回国会文教委員会(昭和58年5月12日)の国会議事録(同14ないし17ページ)を、政府内での説明に用いる資料(甲A56)に含めて保存しているところ、これらの資料によって、日本学術会議が推薦した者を任命権者である内閣総理大臣が会員に任命しないことの適法性及び過去の政府見解との整合性を確認することができる。

また、欠員の適法性を検討した資料は作成されていない。

なお、内閣府大臣官房(人事課)は、杉田内閣官房副長官が菅内閣総理大臣に対して本件総合調整事務として日本学術会議の会員の任命について相談したところ、菅内閣総理大臣がその内容を了承することを、自ら直接、判断したという結論のみの伝達を杉田内閣官房副長官から受けたものであり(被告準備書面(8)21ページ)、理由の伝達を受けていないから、日本学術会議が105名を推薦したところ、このうち99名を任命するとしたことの合理性について検討した資料も作成されていない。

9 第13について(原告ら求釈明書③18ないし20ページ)

(1) 「1」について

ア 「(1)」及び「(2)」について

被告準備書面(8)(27ページ)のとおりである。

イ 「(3)」について

紙のつづりである。

ウ 「(4)」について

小分類に「令和2年人事公文任免 各種審議会委員等」とあるとおり、当該行政文書ファイルには、日本学術会議に限らず、内閣府に関する各種審議会の委員等の任免に関する行政文書が保存されている。

エ 「(5)」について

電子メールも紙のつづりに保存されている。

なお、一般に、電子メールを保存する場合は、印刷してつづることもあれば、共有フォルダに保存する場合もある。

(2) 「2」について

ア 「(1)」及び「(2)」について

被告準備書面(8)(28ページ)のとおりである。

イ 「(3)」について

いずれも紙のつづりである。

ウ 「(4)」及び「(7)」について

甲A第62号証がつづられている下記の行政文書ファイルには、同号証のほか、候補者ごとに、「御就任に当たっての確認事項」(所属部、氏名、所属・現職名、専門分野、連絡先等について確認する内容のもの)、「振込先調査票」、「承諾書」、本人確認書類(戸籍抄本又はパスポートの写し)、「旧姓・通称名使用申出書」、「返信用封筒」の写しと、これらを各候補者とやり取りした際の手紙又は電子メールなどがつづられている(なお、これらのうち、第2事件原告らに関するものは、第2事件原告らによる保有個人情報開示請求に応じてそれぞれ開示済みである。)

以上の甲A第62号証以外の文書は、各候補者につき、少なくとも5、6枚程度あり、全体としては約600ページである。

記

大分類	総務
中分類	会員等任免
小分類	第25期改選 会員任免(令和2年)
保存期間	10年
保存満了時の措置	廃棄

エ 「(5)」について

前記ウのとおり電子メールが保存されている。

なお、一般に、電子メールを保存する場合は、印刷してつづることもあれば、共有フォルダに保存する場合もある。

オ 「(6)」について

令和2年改選は、国会や本件訴訟も含めて、さまざまに取り沙汰されてきた。日本学術会議事務局管理課が保管する行政文書ファイルである「第25期改選 会員任免(令和2年)」との表題は、会員任免の全ての記録があるような印象を与え得るが、実際には、日本学術会議会員候補者の選考に関する行政文書は選考委員会の事務を担う日本学術会議事務局企画課に、日本学術会議会員の任命に関する行政文書は内閣府大臣官房人事課に、それぞれ保管されているのであって、令和2年改選後、日本学術会議事務局管理課においては、各種の問合せを受けてこのような説明を行うことがままあったことから、そのことを明らかにするために備考欄に付記したものである。

カ 「(8)」について

日本学術会議会員の選考に関する行政文書は、日本学術会議事務局において、選考委員会に関するものとして、「第24期選考委員会会議資料(令和2年度)」、「第24期選考委員会会議資料(令和元年度)」、「第24期選考委員会選考分科会会議資料(令和2年度)」及び「第24期選考委員会選考

分科会会議資料(令和元年度)」に保存されている。これらの行政文書ファイルは、第1事件各開示請求を受けた探索の範囲(被告準備書面(8)27ないし29ページ)に含まれるものの、対象文書は発見されなかった(なお、これらのうち、第2事件原告らに関するものは、第2事件原告らによる保有個人情報開示請求に応じてそれぞれ開示済みである。)

(3) 「3」について

ア 「(1)」について

日本学術会議事務局には、甲A第63号証ないし甲A第65号証が存在する。

イ 「(2)」について

①ないし⑥については被告準備書面(8)27ページ、⑦ないし⑩については同28ページのとおりである。

なお、行政文書ファイル管理簿は、インターネットで公開されており、原告らにおいて閲覧・取得が可能であるから、必要があれば、原告において入手し、提出されたい。

10 第14について(原告ら求釈明書③20及び21ページ)

第1事件各審査請求及び第2事件各審査請求の申立てがされた後、各処分庁においては、それぞれ再度探索を行っている。また、各処分庁は、第1事件各開示請求及び第2事件各開示請求に基づく探索についても、各請求日から令和3年10月4日までの間にそれぞれ実施している。

探索の方法については、被告準備書面(8)(23ないし29ページ)で既に述べたとおりであり、探索の対象については、被告準備書面(6)(15ページ)及び被告準備書面(8)(23ないし27ページ)で述べたとおりである。

以上